

蒲郡市病児・病後児保育事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、現に保育所等に通所中等の児童が病気又は病気の回復期にあることから、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院等に付設された専用スペースにおいて一時的に預かる病児・病後児保育事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成と福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業の実施)

第2条 事業の実施については、市長が適当と認めた者に委託するものとする。

2 事業を実施する施設（以下「実施施設」という。）は、市長が指定する施設とする。

(事業内容)

第3条 事業内容は、病気又は病気の回復期にあることから、集団保育が困難な児童で、かつ、保護者の就労等により家庭での保育が困難となる児童に対して実施する保育サービスとする。

(対象児童)

第4条 事業の対象となる児童は、蒲郡市内に住所を有し、又は市町村間の協定に基づいて市内の保育所等に広域入所し、若しくは区域外就学している満1歳から小学校6年生までの児童のうち、病気又は病気の回復期にあることから、集団保育が困難な児童で、かつ、保護者の就労等により家庭での保育が困難となる者（以下「対象児童」という。）とする。

(実施時間等)

第5条 事業の実施時間は、午前8時から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業の実施時間については、保護者の勤務の都合等やむを得ないと認められる事情により、これを午前7時から午後8時まで延長することができるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、対象児童がいない場合又は市長が認める場合は、事業を休業することができるものとする。

4 事業の利用期間は、連続する7日を限度とする。ただし、実施施設を利用する児童（以下「利用児童」という。）の健康状態に係る医師の診察又は保護者の状

況により必要と認められる場合は、当該期間を超えて利用することができるものとする。

(定員)

第6条 利用定員は、1実施施設につき3名とする。

(職員配置)

第7条 配置する職員は、1実施施設につき看護師等（保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。）1名及び保育士1名とする。

(実施施設の設備)

第8条 実施施設は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 保育室、観察室（安静室）、調理室、調乳室等事業の実施に必要な施設を有すること。
- (2) 保育室の面積は、原則として利用児童1人当たり1.98平方メートル以上とし、かつ、1室当たり8.00平方メートル以上とすること。
- (3) 観察室又は安静室は、利用児童の静養又は隔離の機能を持つ部屋であって、原則として利用児童1人当たり1.65平方メートル以上とすること。
- (4) 専用の調乳室が設けられない場合には、調理室の一部を調乳室として区画すること。
- (5) 事故防止、衛生面に配慮されている等利用児童の養育に適した場所とすること。

(実施方法)

第9条 実施施設は、事業の実施にあたって次の事項に留意しなければならない。

- (1) 事業の利用を必要とする児童を、医師の診察により受け入れること。
- (2) 利用児童の健康状態を的確に把握し、病状に応じて安静を保てるよう処置をすること。
- (3) 他の利用児童への感染の防止に配慮すること。
- (4) 利用児童が診察を受けた医療機関との連絡体制を十分に整えること。
- (5) 緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関をあらかじめ選定し、事業運営への理解を求めるとともに、連携体制を十分に整えること。
- (6) 利用児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止を徹底するため、日常の医療面での指導及び助言を行う医師（以下「指導医」という。）をあらかじめ選定すること。

- (7) 事業の実施に当たっては、指導医と相談の上、対応可能な症例など一定の目安を作成し、保護者に対し周知するとともに、利用児童の保育方法、健康状態、看護状態及び回復状態について、保護者の理解と協力を得るよう努めること。

(利用登録)

第10条 事業の利用を希望する対象児童の保護者（以下「申請者」という。）は、病児・病後児保育利用登録申請書（第1号様式）を、市長に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ないと認められる事情がある場合は、第12条の規定による申込みの際に実施施設を通じて提出することができるものとする。

(利用承認)

第11条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を調査し、事業の利用を決定したときは、病児・病後児保育利用承認（不承認）通知書（第2号様式）を申請者に交付し、その登録内容を実施施設に通知するものとする。

(利用申込)

第12条 前条の規定により、利用の承認を受けた申請者（以下「利用者」という。）は、事業を利用しようとするときは、医師の診察を受けた上で、病児・病後児保育利用申込書（第3号様式）及び病児・病後児保育医師連絡票（第4号様式）を実施施設に提出しなければならない。

2 緊急その他やむを得ないと認められる事情により、利用者が前項に規定する手続を行うことが困難なときは、口頭により事業の利用の申込みをすることができるものとする。この場合において、利用者は申込み後速やかに前項に規定する書類を実施施設に提出しなければならない。

3 実施施設は、定員等により、受入可能児童数を超えるときは、対象児童の保育に欠ける程度や申込みの順序等に応じて選考し、均等かつ公平に利用できるよう利用を調整することができるものとする。ただし、やむを得ないと認められる事情により事業実施が困難な場合は、事業を休業することができるものとする。

(利用中止)

第13条 利用者は、事業を利用する必要がなくなったときは、病児・病後児保育利用辞退届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(利用不承認及び承認取消)

第14条 市長は、申請者又は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の利用を承認せず、又は事業の利用の承認を取り消すことができるものとする。

- (1) 事業の利用を希望する児童が対象児童でない、又は対象児童でなくなったとき。
- (2) 虚偽の申込みその他不正な手続により、事業の利用の承認を受けたことが判明したとき。
- (3) 蒲郡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則(平成27年蒲郡市規則第32号)の規定により決定を受けた利用者負担額、主食代その他保育の実施に係る保護者の負担金又は次条に規定する費用に未納があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が事業の利用の必要がないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により事業の利用の承認を取り消す場合は、病児・病後児保育利用解除通知書(第6号様式)を利用者に交付するものとする。

(食事の提供)

第14条の2 実施施設を経営する者(以下「経営者」という。)は、利用児童に対し、食事(昼食に限る。以下同じ。)を提供するものとする。

(病児・病後児保育利用料等)

第15条 経営者は、利用者から、別表に定める額を上限として経営者が定める病児・病後児保育利用料を徴収する。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯又は市町村民税非課税(当該年度分(4月分から8月分までの病児・病後児保育利用料については、前年度分))の母子世帯(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子をいう。)若しくは父子世帯(同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養している世帯をいう。)の児童が利用するときは、病児・病後児保育利用料を徴収しない。

2 経営者は、前条に規定する食事の提供に要する費用の額を利用者に負担させることができる。ただし、前項ただし書に規定する児童が利用するときは、食事の提供に要する費用の額を減免することができる。

3 経営者は、病児・病後児保育利用料等の額(病児・病後児保育利用料及び食事

の提供に要する費用の額の合計額をいう。) を利用者に通知するものとする。

(利用状況の報告)

第16条 経営者は、病児・病後児保育利用状況報告書(第7号様式)により、各月の事業の利用状況を、その翌月10日までに市長に報告するものとする。

(事故の報告)

第17条 保育中に事故が生じた場合には、「特定教育・保育施設等における事故の報告書について(平成27年2月16日付府政共生96号・26初教第30号・雇児保発0216第1号通知)」に従い、必要に応じて速やかに市に報告すること。

(委託料)

第18条 市長は、事業の実施の委託を受けた者に対し、市の予算の範囲内で委託料を支払うものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年2月22日から施行する。
- 2 利用の登録、利用の承認、利用の申込、利用の中止、利用の不承認及び承認の取消しに関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行日前においても第10条から第14条までの規定の例により行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に改正前の蒲郡市病後児保育事業実施要綱第10条から第14条までの規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の蒲郡市病児・病後児保育事業実施要綱の相当規程に基づいてなされたものとみなす。
- 3 平成28年3月分の利用状況の報告は、改正後の蒲郡市病児・病後児保育事業実施要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の蒲郡市病児・病後児保育事業実施要綱の規定は、前項に規定する施行の日以後の事業の利用について適用し、同日前の事業の利用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和２年１月１７日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和３年１月１日から施行する。
- 2 改正後の蒲郡市病児・病後児保育事業実施要綱の規定は、令和３年９月分以後の利用料について適用し、同年８月分以前の利用料については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和３年９月１日から施行する。

別表（第 15 条関係）

区 分	利用時間帯	1・2 歳	3 歳以上
病児・病後児保育利用 料上限額（日額）	午前 8 時から午後 6 時 まで	2, 6 5 0 円	2, 3 5 0 円

備考

- 1 利用料は、利用日毎に精算するものとする。
- 2 この表の利用時間帯以外の時間を利用するときは、30 分につき 500 円を上限として病児・病後児保育利用料を徴収する。この場合において、30 分未満の時間があるときは、30 分の利用があったものとみなして計算する。
- 3 この表における年齢とは、利用日における満年齢をいう。

第1号様式（第10条関係）

病児・病後児保育利用登録申請書

年 月 日

蒲郡市長 様

保護者 住所
氏名
電話番号
緊急連絡先（ ）

病児・病後児保育を利用したいので、次のとおり申請します。

なお、病児・病後児保育利用料の免除決定のため、私及び私と同居している世帯員の保護等受給状況並びに前年度及び当該年度分の市民税課税状況を確認することに同意します。

1 利用児童の家族の状況

ふりがな				生 年 月 日		
児 童 名				年 月 日		
保 護 者 及 び 家 族 の 状 況 (利 用 児 童 は 除 く。)	氏 名	続 柄	生年月日	職業（勤務先）	婚姻歴の有無	備考
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
現在の利用施設名	保育園 ・ 幼稚園 ・ 小学校 （ 歳児 ・ 年生 ）					
健康保険証の種類及び番号						

2 主治医

科 目	医 療 機 関 名	担 当 医	電 話 番 号
内 科			
外 科			
その他()			

※市記入欄

年 齢	歳	利用料	日 額 円
免 除	1 生活保護等 有 開始（ 年 月 日） 廃止（ 年 月 日）	2 年度市民税非課税 母子世帯 ・ 父子世帯	

3 利用児童の健康状態（該当する□にチェックし、必要事項を記入）

感染症歴 予＝予防接種済 既＝かかったことがある場合	はしか（□予・□既 歳） 水ぼうそう（□予・□既 歳） おたふくかぜ（□予・□既 歳） 百日せき（□予・□既 歳） B型肝炎（□予・□既 歳） その他（ ）	
これまでの傷病歴	☐ 熱性けいれん：初回 歳 ：最後は 歳 ：これまでに 回	
	☐ 喘息（ぜんそく）	毎日薬を飲んで ☐ いる ・ ☐ いない ・ ☐ 発作時のみ
	☐ 喘息様気管支炎	毎日吸入療法をして ☐ いる ・ ☐ いない ・ ☐ 発作時のみ
	その他の病気・けが（先天的疾患、手術歴、入院歴などを具体的に記入）	
アレルギーの有無	☐ 無 ☐ 有 → 症状（ ） アレルゲン： ☐ 牛乳 ☐ 卵 ☐ 鶏肉 ☐ 牛肉 ☐ そば ☐ 大豆 ☐ 魚介類 ☐ その他（ ）	
常時内服薬	喘息、アトピー性皮膚炎、けいれん等で常時内服しているお薬があれば具体的に記入 ☐ 無 ☐ 有（ ）	
注意事項	お子さんの普段の健康状態や性格、保育にあたって注意することなどを記入	

4 利用施設連絡事項（保護者は記入しないでください）

.....

.....

.....

.....

第2号様式（第11条関係）

病児・病後児保育利用承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

蒲郡市長



病児・病後児保育の利用を次のとおり承認（不承認）しましたので通知します。

ふりがな		生 年 月 日
児 童 名		年 月 日
現在の利用施設名	保育園 ・ 幼稚園 ・ 小学校 （ 歳児 ・ 年生 ）	
利 用 料	日額	円
注 意 事 項	1 病児・病後児保育利用登録申請書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。 2 病児・病後児保育の対象児童に該当しなくなった場合等には、利用承認を取り消すことがあります。 3 利用料は利用承認時のものであり、利用日の年齢等によっては、変更する場合があります。 4 利用料のほか実費として食事の提供に要する費用の額を負担してください。	

この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に蒲郡市長に対して審査請求をすることができます。

この処分に不服があるときは、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、蒲郡市を被告として（訴訟において蒲郡市を代表する者は蒲郡市長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、蒲郡市を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第12条関係）

病児・病後児保育利用申込書

年 月 日

病児・病後児保育室 様

保護者 住所
氏名
電話番号
緊急連絡先（ ）

病児・病後児保育を利用したいので、下記のとおり申し込みます。

[illegible]

第4号様式（第12条関係）

病児・病後児保育医師連絡票

年 月 日

病児・病後児保育室 様

この児童は、診察の結果、（ 病児 ・ 病後児 ） 保育の利用が可能です。

※ 医師により、どちらかに○印を付すこと。

児 童 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生
傷 病 名	
安 静 度	☐ 室内保育（他児と室内で遊んでよい） ☐ 室内安静（ベッド生活が主だが、他児と静かに遊ぶ程度ならよい） ☐ ベッド上安静 ☐ その他（ ）
処 方 内 容 等 投 薬 の 有 無	☐ 無 ☐ 有 → 処方（ ）
食 事（昼食）の 留 意 事 項	☐ 特に制限なし ☐ アレルギー対応が必要 → アレルゲン（ ） ☐ 水分補給のみ ☐ その他（ ）
そ の 他 留 意 事 項	
診 断 医 療 機 関 所 在 地 名 称 医 師 名 電 話 番 号	

第5号様式（第13条関係）

病児・病後児保育利用辞退届

年 月 日

蒲郡市長 様

保護者 住所
氏名

病児・病後児保育の利用を辞退したいので、お届けします。

児 童 名		生 年 月 日
		年 月 日
辞 退 年 月 日	年 月 日	
辞 退 理 由		

第6号様式（第14条関係）

病児・病後児保育利用解除通知書

第 年 月 日 号

様

蒲郡市長



病児・病後児保育の利用について、次のとおり解除しましたので通知します。

児 童 名		生 年 月 日
		年 月 日
解 除 年 月 日	年 月 日	
解 除 理 由		

この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に蒲郡市長に対して審査請求をすることができます。

この処分に不服があるときは、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、蒲郡市を被告として（訴訟において蒲郡市を代表する者は蒲郡市長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、蒲郡市を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

第7号様式（第16条関係）

病児・病後児保育利用状況報告書（ 年 月分）

実施施設名

No.	保護者名	利用 区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	利用 日数	利用料		備考	
	児童名																																					
1																																				円	合計額	
		延長																																		円	円	
2																																				円	合計額	
		延長																																		円	円	
3																																				円	合計額	
		延長																																		円	円	
4																																				円	合計額	
		延長																																		円	円	
5																																				円	合計額	
		延長																																		円	円	
6																																				円	合計額	
		延長																																		円	円	
7																																				円	合計額	
		延長																																		円	円	
8																																				円	合計額	
		延長																																		円	円	
9																																				円	合計額	
		延長																																		円	円	
10																																				円	合計額	
		延長																																		円	円	

備考：「利用区分」欄の下段には、利用時間を延長して利用した場合に、利用時間を記入すること。